平成２１年（フ）第６５号
熊本県菊池市原21番地
債務者　吉田　幹子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
熊本県菊池市原21番地
債務者　吉田ハリヨ
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
静岡県富士市大淵2156番地の44
債務者　山口　明徳
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２４９５号
神奈川県大和市福田1579番地６
債務者　安気　義裕
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８号
岡山県美作市山手155番地
債務者　木南　研二
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１０９号
熊本県八代市岡町中1558番地１
債務者　伊勢　仁人
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第２４８号
長崎県佐世保市吉井町立石303番地の３、旧住所福岡県久留米市北野町中321番地１
債務者　森田　知子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
長崎県佐世保市日野町1963番地２、旧住所長崎県佐世保市日野町858番地９
債務者　嶋本美貴子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
長崎県佐世保市宮田町９番25号　星花ハイツ201、旧住所長崎県佐世保市早岐２丁目16番３号
債務者　嘉田　美幸
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
長崎県佐世保市潮見町17番７号、住民票上の住所長崎県佐世保市須佐町３番４号
債務者　萩原　澄子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
栃木県小山市扶桑２丁目８番16号　市営住宅５―298
債務者　大出　千鶴
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１４９号
栃木県小山市大字小薬92番地
債務者　古川　豊彦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１７１１２号
東京都墨田区江東橋２丁目７―７―302
債務者　中嶋　嘉徳
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１３０号
東京都板橋区若木２丁目７―１―103
債務者　渡邉　　恒
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１７９号
東京都中野区沼袋２丁目19―12―205
債務者　嶋倉　智明
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１８０号
東京都板橋区成増３丁目23―10―305
債務者　藤本　正雄
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部